

【表紙】

【提出書類】

訂正報告書

【根拠条文】

法第27条の25第3項

【提出先】

関東財務局長

【氏名又は名称】

TMI総合法律事務所
弁護士 後藤 一光

【住所又は本店所在地】

東京都港区六本木六丁目10番1号
六本木ヒルズ森タワー23階

【報告義務発生日】

-

【提出日】

平成30年6月13日

【提出者及び共同保有者の総数（名）】

-

【提出形態】

-

【変更報告書提出事由】

-

第１【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社アルバック
証券コード	6728
上場・店頭の別	上場
上場証券取引所	東京証券取引所

第２【提出者に関する事項】

１【提出者（大量保有者／１）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	タイヨウ・ファンド・マネージメント・カンパニー・エルエルシー （Taiyo Fund Management Co. LLC）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、ワシントン州98033、カークランド、キャリロンポイント5300
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

２【提出者（大量保有者／２）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	タイヨウ繁栄ジーピー・エルティディー （Taiyo Hanei GP, Ltd.）
住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1108、グランドケイマン、フォート・ストリート75、クリフトン・ハウス、アップルバイ・トラスト（ケイマン）・エルティディー気付
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

３【提出者（大量保有者／３）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	タイヨウ・パシフィック・シージー・エルエルシー （Taiyo Pacific CG LLC）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国ワシントン州98033、カークランド、キャリロンポイント5300
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

４【提出者（大量保有者／４）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	タイヨウ・マキ・ジーピー・エルティディー （Taiyo Maki GP, LTD）

住所又は本店所在地	ケイマン諸島、KY1-1108、グランドケイマン、フォート・ストリート75、クリフトン・ハウス、アップルパイ・トラスト（ケイマン）・エルティーディー・気付
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

5【提出者（大量保有者／5）】

個人・法人の別	法人（外国会社）
氏名又は名称	タイヨウ・ヒナタ・ジーピー・エルエルシー （Taiyo Hinata GP LLC）
住所又は本店所在地	アメリカ合衆国、デラウェア州19808、ウィルミントン、センタービル・ロード2711、スイート400
事務上の連絡先及び担当者名	東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー23階 TMI総合法律事務所 弁護士 荻田 多恵
電話番号	03-6438-5511

第3【訂正事項】

訂正される報告書の報告義務発生日	平成30年6月5日 （変更報告書No.1：提出日 平成30年6月12日）
訂正事項	第2 【提出者に関する事項】 2 【提出者（大量保有者）／2】 （2）[保有目的] （3）[重要提案行為等] （訂正箇所には下線を付しております。）

訂正前

第2 【提出者に関する事項】

2 【提出者（大量保有者）／2】

（2）[保有目的]

（3）[重要提案行為等]

訂正後

第2 【提出者に関する事項】

2 【提出者（大量保有者）／2】

（2）[保有目的]

純投資及び状況に応じて重要提案行為等を行うこと。

(3) [重要提案行為等]

状況に応じて重要提案行為等を行う予定である。